

**次世代育成支援対策推進法に基づく
市町村行動計画及び都道府県行動計画に関する
策定状況等の調査結果について
(平成31年4月1日現在)**

地方公共団体（市区町村及び都道府県）においては、次世代育成支援対策推進法（以下、「次世代法」という。）に基づき、平成17年度から26年度までの期間で市町村行動計画及び都道府県行動計画（以下「市町村行動計画等」という。）を定めなければならないとされてきた。

しかし、平成26年通常国会において同法の10年間延長等を内容とする改正法の成立により、新たな行動計画策定指針が定められ、平成27年度以降は市町村行動計画等の策定任意化、子ども・子育て支援法（以下、「支援法」という。）に基づき策定が義務づけられた市町村子ども・子育て支援事業計画又は都道府県子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村支援事業計画等」という。）などと一体のものとして策定することも可能となった。

市町村行動計画等は策定任意化となったが、次世代法は10年間延長し、その効力を有することから、平成27年度以降についても策定の状況を把握するため、都道府県及び市区町村を対象に、平成31年4月1日現在の策定状況等を調査したところ、結果は次のとおりであった。

1. 都道府県行動計画の策定状況等

(1) 策定状況

全都道府県において策定済み

(2) 策定体系（複数回答）

①単独策定	6都道府県（12.8%）
②支援法に基づく計画と一体で策定	37都道府県（78.7%）
③その他計画と一体で策定	20都道府県（42.6%）

(3) 公表状況

策定済みのすべての都道府県で公表

【公表方法】	ア ホームページに掲載	47都道府県
（複数回答）	イ その他	11都道府県
	・冊子の配布	

・公共施設での閲覧等

(4) 都道府県行動計画の内容

①地域における子育ての支援	47都道府県 (100%)
②子どもの健全育成 (児童館や青少年教育施設等)	44都道府県 (93.6%)
③子どもの健全育成 (放課後子ども総合プラン)	47都道府県 (100%)
④保健対策・食育等	46都道府県 (97.9%)
⑤小児医療	46都道府県 (97.9%)
⑥次代の親の育成	42都道府県 (89.4%)
⑦小慢対策	46都道府県 (97.9%)
⑧不妊支援	45都道府県 (95.7%)
⑨教育	47都道府県 (100%)
⑩有害環境対策	43都道府県 (91.5%)
⑪生活環境の整備	45都道府県 (95.7%)
⑫両立支援	47都道府県 (100%)
⑬切れ目ない支援	46都道府県 (97.9%)
⑭交通安全	42都道府県 (89.4%)
⑮犯罪等被害	43都道府県 (91.5%)
⑯児童虐待防止	47都道府県 (100%)
⑰社会的養護	47都道府県 (100%)
⑱ひとり親支援	47都道府県 (100%)
⑲障害児施策	47都道府県 (100%)

(5) 都道府県行動計画に基づく措置の実施状況の公表 (平成29年度)

①公表している	43都道府県 (91.5%)
②公表していない	4都道府県 (8.5%)

2. 市町村行動計画の策定状況等

(1) 策定状況 (括弧内の割合は平成31年4月1日現在の市区町村数(1,741市区町村)により算出。)

①策定済み	1,587市区町村 (91.2%)
②今後策定予定	28市区町村 (1.6%)
③策定の予定無し	126市区町村 (7.2%)

(2) 策定体系 (複数回答) (括弧内の割合は2(1)において策定済みと回答した市区町村により算出。)

①単独策定	21市区町村 (1.3%)
-------	---------------

②支援法に基づく計画と一体で策定	1,551 市区町村(97.7%)
③その他計画と一体で策定	58 市区町村 (3.7%)

(3)公表状況 (括弧内の割合は2(1)において策定済みと回答した市区町村により算出。)

①公表済み	1,443 市区町村 (90.9%)	
【公表方法】	ア ホームページに掲載	1,126 市区町村
(複数回答)	イ その他	491 市区町村
	・ 広報紙への掲載	
	・ 冊子の配布	
	・ 公共施設での閲覧等	
②未公表	145 市区町村 (9.1%)	

(4) 市町村行動計画の内容 (複数回答)

(括弧内の割合は2(1)において策定済みと回答した市区町村により算出。)

①地域における子育ての支援	1,563 市区町村 (98.5%)
②子どもの健全育成 (児童館・青少年教育施設等)	1,242 市区町村 (78.3%)
③子どもの健全育成 (放課後子ども総合プラン)	1,390 市区町村 (87.6%)
④保健対策・食育等	1,504 市区町村 (94.8%)
⑤小児医療	1,331 市区町村 (83.9%)
⑥次代の親の育成	1,312 市区町村 (82.7%)
⑦教育	1,444 市区町村 (91.0%)
⑧有害環境対策	1,052 市区町村 (66.3%)
⑨生活環境の整備	1,324 市区町村 (83.4%)
⑩両立支援	1,454 市区町村 (91.6%)
⑪切れ目ない支援	1,296 市区町村 (81.7%)
⑫交通安全	1,247 市区町村 (78.6%)
⑬犯罪等被害	1,241 市区町村 (78.2%)
⑭児童虐待防止	1,527 市区町村 (96.2%)
⑮ひとり親支援	1,485 市区町村 (93.6%)
⑯障害児施策	1,472 市区町村 (92.8%)

(5) 市町村行動計画に基づく措置の実施状況の公表 (平成29年度)

①公表している	600 市区町村
②公表していない	992 市区町村